



令和 7 年 10 月 20 日
内閣府政策統括官(防災担当)

災害対策基本法に基づく被災者援護協力団体の登録について

被災地への支援実績を有する NPO・ボランティア団体等が、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、令和 7 年の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する NPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設しました。

この度、内閣府では、被災者援護協力団体の申請のあった 6 団体を登録することとしました。引き続き、申請いただいている団体も審査を行い、登録を進めてまいります。

今後、登録された団体の活動実績等の情報につきましては自治体等と共有することなどを通じて、平時から登録団体と地方公共団体等との間の「顔の見える」関係づくりを目指します。

詳細は別添のとおりです。

問合せ先：内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）付
参事官補佐 澤 邦之、井口 歩実
TEL：03-5797-7924
E-mail：kuniyuki.sawa.t9c@cao.go.jp

被災者援護協力団体登録申請団体（R7.7月申請分）

団体名	登録団体の住所	代表者氏名	被災者援護協力業務の種類（＊）
			活動地域
一般社団法人 四番隊	千葉県袖ヶ浦市 奈良輪319 つばさガーデン 奈良輪506	伊藤純	①、④、⑤、⑥
			全国
特定非営利活動法人有明支縁会	長崎県諫早市飯盛町佐田 26 番地 6	草野紀視子	②、③、④、⑤、⑥、 ⑦(公的機関・医療機関 などとの連携)
			全国
株式会社プラスヴォイス	宮城県仙台市青葉区国分町1丁目8-14仙台協立第2ビル8F	三浦宏之	⑦要配慮者への意思疎通支援遠隔手話・文字通訳（※） ※聴覚障害者(ろう者・難聴者)と聴者の会話内容を遠隔地からビデオ通話を使い通訳する遠隔手話・文字通訳の提供
			全国
公益財団法人日本財団ボランティアセンター	東京都港区虎ノ門1-11-2日本財団第二ビル4階	山脇 康	④
			東京都
一般社団法人epoおかやま笑顔プロジェクト	岡山県玉野市滝35番地5	村上浩司	⑦（被災者並びに被災地からの移送・搬送業務）
			沖縄を除く46都道府県
特定非営利活動法人Vネット	岐阜県高山市桐生町2-315-7	川上 哲也	④、⑦(入浴・洗濯施設設置運営支援)
			④ 家屋保全支援 北海道を除く46都道府県 ⑦ 入浴・洗濯施設設置支援 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府

（＊）被災者援護協力業務の種類（災害対策基本法第33条の2第1項）

- ①避難所の運営
- ②炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
- ③被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- ④被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去
- ⑤被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言
- ⑥ボランティア受入れの実施に係る連絡調整
- ⑦その他被災者の援護を図るために必要な協力業務

災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- **官民連携体制**の強化のため、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。
- 登録団体の情報をデータベース化して自治体等と共有し、**平時から「顔の見える」関係づくり**を促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。



- 発災時に被災者支援を行う団体を、**申請に基づき登録**。
- 被災自治体は、登録団体に対し**救助業務への協力を依頼**。
- 被災自治体は、国の**登録団体データベース**を活用可能。
- 登録団体は、市町村から被災者等の**情報の提供**を受けることが可能。